

建設工事前払金の使途拡大及び東日本大震災により災害救助法が適用された市町の区域における前金払割合の特例措置の終了について

青森県では、地方自治法施行規則が改正されたこと等を受け、平成28年9月30日から下記のとおり取り扱うこととしましたのでお知らせします。

記

1 建設工事請負契約に係る前払金の使途拡大について

前払金の使途について、これまでの範囲に加え、平成28年4月1日から平成29年3月31日までの間に新たに請負契約を締結する工事に係る前払金で、同日までに払い出されたものについては、払い出された前払金額の100分の25以内の額を当該工事の現場管理費及び一般管理費等のうち当該工事の施工に要する費用に係る支払いに充当することができます。

(9月30日以後の契約案件に適用しますが、平成28年4月1日以降に既に請負契約を締結した工事は、発注者と受注者間で協議の上、変更契約を行った場合には、適用することが可能となります。)

2 東日本大震災により災害救助法が適用された市町の区域における建設工事請負契約、建設関連業務委託契約及び建築設計業務委託契約に係る前金払割合の特例措置の終了について

平成23年5月より、東日本大震災により災害救助法が適用された市町の区域において、特例措置として前金払の割合を引き上げる特例措置を講じていましたが、当該特例措置を終了することになりました。

対象地域 八戸市及び上北郡おいらせ町において施行される公共工事（施行区域が当該市町の区域とそれ以外の区域にまたがるものを含む。）及び当該公共工事に関連する業務

建設工事 5割→4割

建設関連業務 4割→3割

建築設計業務 4割→3割

(9月30日以後の指名通知又は入札公告の案件に適用します。)